



第 22 期第 27 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 6 年 9 月 25 日

第 22 期 第 27 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 9 月 25 日 (水) 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 OA 研修室 (静岡市葵区追手町 9 - 6)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について 資料 1

イ 小型機船底びき網漁業手繰第 3 種漁業 (貝けた網漁業) について 資料 2

(2) 協議事項

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について 資料 3

(4) 報告事項

ア 一都三県連合海区漁業調整委員会について 資料 4

イ くろまぐろ (小型魚) に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能
量の変更について 資料 5

ウ 第 23 期海区漁業調整委員会委員の改選について 資料 6

(5) その他

ア 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

イ 次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	田口さつき	李 銀姫
	安間 英雄	三浦 綾子	眞鍋 淳子	影山 佳之
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事 務 局	伊藤 円	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第27回静岡海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の会議は、委員全員が御出席ですので、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。こちらの会場についてですが、飲食可能となっておりますが、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

ただ今から、議事に入らせていただきます。本日の議事の順番ですが、事務局の業務都合により変更がございます。協議事項及び報告事項ウについて、諮問事項の前に御説明させていただきます。

それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。主魚種のキンメは相変わらず苦戦しています。苦戦どころか、苦戦の下は何と言っていいか、というくらいの苦戦です。テングサについては前回も報告しましたが、一時期、潜る海女さんが亡くなってからは途絶えていましたが、ここ1、2年は若い仲間が潜るようになって、その結果、今年の水揚げが1,170万円でした。未利用資源になりかけていた中で、このような状況になったのは喜ばしい限りです。来期は、もう1組テングサを採ると言っている若いのがいるので、期待したいと思います。

イセエビが16日から解禁でしたけど、解禁当初は月夜で操業は中止してしまっていて、ここ2、3日は北東の風が15m以

上吹いていて、まだ1日も操業できていない状況です。南伊豆は解禁日にやったところ、前年度の半分くらいしか水揚げがなかったの、他の地区がどのような状況になるか。イセエビがどんどん北上している状況からすると、伊豆のイセエビは難しい状況になる気がしています。稲取は以上です。

では、西原委員お願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。こちらのイセエビは28日から網入れて、まだ行っておりません。この北東の風の前に、水温が29℃から25℃くらいまで、一気に下がりました。これが良いのか悪いのか、結果はまだ分かりません。高水温で、ぱっとしない漁が続いています。シラスも1回出ると、3日、4日休みの繰り返しで、物自体もハリが入っていて良くありません。安定しているのは、第二天竜のキンメくらいです。カツオも三重の19トン船の水揚げが1回あたり1、2トンで少量です。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。台風などの天候不順で中々出漁できていません。5日間休漁が続いています。そんな感じなので報告することがありません。浜名湖ですが、のり網の種付けが始まりました。アサリも何も状況が変わっていません。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。8月末の台風以降、今月に入ってから、アマダイの刺し網、その他も2日か3日しか商売できていません。量も大したことがないので、来月から始まるフグの支度をしています。フグの試験操業の結果は、近年になく量があつて、2か所やって1か所が針数400本中12尾、もう1か所は浅い方をやったら50尾で、とんでもない量が獲れたので今年は期待できそうです。ただ、長さはあるが痩せていて、700g以下は放流サイズなので、はねられるものもあると思います。フグについては、数は釣れているので期待はできると思います。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですが、かなり厳しいです。瀬の上に船をつけて、集魚灯をつけて餌を撒いて

いると反応はあるんです。ただ、ハガツオなのか、キメジなのかが出てきて追っ払ってしまって、サバはほとんど獲れません。先日はハガツオが1尾のみで2,500円でした。反応はあるので、狙ってはいるんですが、サバのたもすくいと棒受網は水面に見える状況でないと漁にならないです。いつその状況になるか待っていますが、中々その状況がなくて、この1か月は天気が良くても出られない状態が続いています。反応はあるので、今後水温が下がってくことに期待です。以上です。

○日吉委員

定置の日吉です。夏枯れでずっと良くないのは毎年のことでしたが、少し水温が下がって、量がまとまり始めて、カマスやムロアジなど色々なものが獲れるようになってきました。もし静岡でカマスが売っていたら、是非買って食べてみて欲しいです。今のカマスは非常に安くて、水カマスですが、1歳魚でも終わりの頃なので大きくて、塩焼きとかにすると非常に美味しいです。下手な脂のない小さいサンマを買うより美味しいと思います。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメについては、会長の言ったとおり、同じような海域で操業するので、時化が多く、魚も釣れていないようです。エビ網は解禁して1日だけ操業しましたが、前年より少なく、サザエも掛からない様な状況でした。

市場を見ると定置、1本釣り、刺し網で、クエが9月の初め頃から見え始めました。単価が高い魚が近場で獲れるのは良いことだし、今後はそういう魚の放流を増やして、獲れなくなった魚の代わりになれば良いなと思います。あとは、一般的に伊豆のサザエはひどいのではないかと思います。以上です。

○金指委員

内浦でまき網をやっている金指です。前回の海区の後は、石廊でサバ狙いでやりましたが、水温が高くて、潮流が速くて、中々上手く獲れず、経費を少し上回るくらいの漁が続きました。8月中旬に御前崎に移動して、アジが見えたんですが、それも中々上手く獲れず、台風の後には伊豆市の方で他

の船団がサバを獲っていたんですが、そう多くは獲れなくて、経費を何とか超える程度です。水温は29℃から30℃で、何年もそんな水温で投網した例がなくて、どうやって魚を集めて投網したら魚が獲れるのか、ずっと悩みながらやってます。

内浦の養殖のタイも水温が高くて結構死んで被害があるし、定置も潮流が速くて8月に破網して網仕事で終わったり、シラスも全く駄目、刺し網も潮が早くてゴミが多くて、内浦管内は良くないです。以上です。

○原委員

由比港の原です。由比も湾の奥で、今月上旬まで表層水温は30℃を超えていましたが、ここ最近27、28℃に下がったら、安い魚ですが定置網で4トン、5トンの量が揚がるようになりました。ただ、他の魚種が全然駄目です。定置網も含めてお金にはならない状況です。サクラエビですが、昨日役員会があって29日から解禁になりました。終わりが12月25日の夜までになりました。サクラエビの産卵状況は、劇的に良くなっているわけではないですが、昨年よりは良い状況だと報告がありました。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を、高田委員と李委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、それでは最初に、協議事項 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井です。少し長くなりますが、資料3、3-1を続けて説明いたします。まず、資料3 令和7年度要望事項について御説明いたします。

10月末に愛知県で開催予定の東日本ブロック会議において、令和7年度総会に向けた要望事項が協議されるため、令

和6年8月15日付静漁調委第35号にて、海区委員の皆様、県漁連、各漁協様に提案されたい議題について、照会をさせていただきます。これにより、いとう漁業様、焼津漁協様、遠州漁協様から各1件の要望提案があり、まとめたものが資料3となっております。

3件の内容について御説明いたします。まず、伊東漁協様の提案ですが、プレジャーボートに資源管理を行わせる体制の整備及び規制についてです。漁業者が資源管理に取り組んでいる中、遊漁船業者やプレジャーボートによる遊漁者は自県及び他県の沿岸漁場の資源管理の取組や協定を無視し、禁漁日に操業するなど、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持において大きな問題となっています。とりわけ、遊漁船業者には都道府県により行政処分が行える一方、プレジャーボートについては現場での指導に留まっているため、国が主体となって対応する必要があります。

要望内容ですが、県を跨ぐ広域的な問題であることから、国が主体となって遊漁者、特にプレジャーボートに対して、資源管理を行わせる体制の整備及び規制を要望するものです。

資料3ページの参考、遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（継続）を御覧下さい。これは今年度の要望事項のうち、類似の要望をまとめたものですが、内容はプレジャーボートを含む遊漁者に対する法制度や体制の整備を求めるものとなっています。また、これに対する国の回答は、遊漁者を組織化し、この組織を有効活用して、各地域で水産資源の管理や理解醸成を進めて欲しいとなっています。

このため、いとう漁業様の提案については、プレジャーボートを強調し、かつ組織化や地域ごとの対応ではなく、国が主体となって資源管理を行わせる体制の整備及び規制を強く要望するものとして、新規で提案したいと思えます。

次に焼津漁協様からの提案ですが、ミニボートによる危険行為の防止、安全航行のための制度改正です。ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、事故防止や漁業操業妨害行為防止のためには、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要があります。

要望内容ですが、海面利用者相互の安全を確保するため、

海面における夜間航行の禁止、航行区域の制限、年齢制限、安全装置の義務化等の制度改正に取組他、衝突事故防止のため目印や装置等の設置の義務化、制度創設に向けて関係機関の一層の連携を求めるものです。

資料の4ページ、5ページの参考資料を御覧ください。これは今年度の要望事項のうち、類似の要望をまとめたものと、焼津漁協様から提出された7年度要望の資料です。比べて御覧いただきますと、今年度の要望事項は経緯、要望内容について、焼津漁協様の提案内容を全て網羅するより幅広く記載されているものであることから、この要望につきましては、今年度の要望内容と同様の文言として、静岡からの新規提案としたいと存じます。

3件目、遠州漁業様からの提案ですが、沿岸漁業に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠と承認制の見直しについてです。クロマグロの資源量増加により沿岸域への来遊量が増える中、漁獲枠が少量であるため、来遊してきても採捕停止により漁に出られない、またカツオ漁でのクロマグロの混獲もあり、本来の操業に支障をきたしている。更に、新たに漁業を始めた漁業者は、太平洋広域漁業調整委員会の承認を得ることができないため漁獲の機会もない状況にあります。

要望内容ですが、沿岸漁業に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠の要望と、今後の増枠の状況を踏まえて、新規での承認を要望するものです。

資料の6ページ、7ページの参考資料、クロマグロ資源の適正利用、漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用及び沿岸くろまぐろ漁業等のあり方についてを御覧ください。これらは今年度の要望事項のうち、類似の要望をまとめたものです。漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用では、沿岸漁業に配慮した配分と来遊量や漁獲状況を反映した漁業種類や地域間の公平な見直しが要望され、また、沿岸くろまぐろ漁業等のあり方については、広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承継承認、廃止見合、新規のあり方や承認の条件、運用の仕方等について要望するものです。

遠州漁協様の要望は、これら双方に関わるものでありますが、新規の増枠と新規の承認を一体のものとして、新規に要

望したいと存じます。

資料の8ページを御覧下さい。これまで、御説明したものを表にまとめたのです。いとう漁業様、焼津漁協様、遠州漁業様からご提案いただいたものを、新規要望として東日本ブロック会議に提出したいと考えています。

続きまして、現在見ていただいております表の下の部分、及び資料3-1を御覧下さい。昨年度まで静岡海区から提案していた継続の要望をとりまとめたものです。海区漁業調整委員の資質向上について、新たな資源管理措置等について、TAC漁種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備、遊漁者の組織化と遊漁における資源管理についての4件です。

3ページの資料を御覧下さい。令和7年度と令和6年度の比較表です。今回、4件全てを継続して提案するものとして、TAC漁種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備については経緯の部分を変更し、それ以外の3件については同様の文書としたいと存じます。経緯の変更につきましては、令和6年度に記載の実証事業、スマート水産業推進緊急事業が現在実施中であることから、整備を進めているに表現を変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いたします

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、全漁調連への要望事項の内容について、御協議いただきたいと思ひます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願ひします。

○高田委員

なぜこれを挙げたかと言うと、漁船漁業をみると、5年、10年先はどんどん減っていく。遊漁船、プレジャーボートはもう少しはっきりしたルール、規制が必要だと思ひます。漁業者の自主規制なども守ってもらわないといけなひ。漁業者が減っていけば、どんどん犯されていく危惧があつて提案させていただきました。

○日吉委員

補足もありますけども、伊豆東岸は伊豆諸島もあつて良い

漁場があります。相模湾ではクロマグロが大量に発生していて、首都圏の人にとっては裏庭のような海で、東京をはじめ色々な場所からプレジャーボートが出て来ます。漁業者は我慢しているのに目の前で釣ったする。彼らは我々と違って刑罰もない、報告義務もはっきりしていない。その中で、遊漁船やプレジャーボートの人は、漁業者と同じ土俵で増枠を要求している。まずは、報告義務をはっきりさせるとか、漁業法違反があったらそれなりの罰則があるとか、整備してもらったらレジャーの方の増枠の話もあるかもしれない。そういう話もあります。

余談ですが、昨日の水産政策審議会でマグロの配分の話がありました。2案出てきて、1案は小型マグロについては非常に良い案で、新規の若い方が新規参入するのに、それを阻害してはいけないので、増枠の際は考慮して欲しいという意見が出ていました。少し問題があるのは大型で、大型は大中まきに相当な量が配分されている。年末までに決まるのですが、私は沿岸の漁業者として出ているので色々と意見を言おうを思っています。プレジャーボートの話も大きな話題として出ていました。

○安間委員

私の漁協の話ですが、若い人が頑張ってきています。沿岸でマグロを見るんですが、獲ってはいけないのか、後継者も育てないといけない、地場産業も守らないといけない、という観点から是非強く要望していただきたい。また、政府も現場を見ていない感じがするものですから、そういう所も合わせてお願いしたいと思います。

○日吉委員

補足宜しいでしょうか。県の資源管理については、山崎さんが苦勞してやっていると思いますが、どこの県も苦勞していると思います。国は決めるだけ決めて、県に管理を投げている感じがします。審議会などで決めて、管理の厳しさは県に全て投げている。それもどうかと思うところがあります。

○田口委員

この要望についてではないですが、今後、東日本ブロック会議で全国からクロマグロの増枠の要望が挙がってくると

思います。どれだけの都道府県が沿岸の増枠を主張しているか統計をとれば、どれだけ切実に望んでいるか分かります。事務局の方には、クロマグロ増枠の要望を出してくる都道府県数を調べて欲しいです。

○鈴木会長

ほとんどのマグロに関係する県からは、TAC 増枠の要望が出てきていたと思います。

○田口委員

世間のニュースでは、これだけ沿岸の漁業者が大変な思いをしていることがあまり扱われていません。もう少し世の中の人にも真剣に考えて欲しいと思っています。

○鈴木会長

水産庁が取り締まるには、漁業者がうってつけです。遊漁者、遊漁船を見ると、うってつけではない。個人任せ、釣り客任せという緩い状態です。限られた枠の中で、1本、1本、大きさを見ながら商売をしなければならないのが漁業者。遊漁者は大きいのが釣ったと喜んで、持って帰ってきて、それを報告してるのか、してないのか、水産庁はそこまで追求してないです。今は、お客さんに責任があって、船には一切責任がない。それを船主の責任にしないといけない。そんな要望が全国各地から出ているのは確かです。

○金指委員

そういう意見は前々から海区の中で出てると思うんですが、それに対して行政からはまるで回答がないですが、多少なりとも対応しているのか、前に進んでいるのか。会議で話が出て前にも進んでいない。その辺を聞きたいです。

○伊藤事務局長

結局、水産庁が制度を決めるので、水産庁には言っていますが、水産庁が動いてくれないとどうにもならないです。

○金指委員

ここでの会議の意見は県を通じて水産庁に通じていますか。

○伊藤事務局長

海区からは全漁調連で、行政からは担当者会議で意見が出ています。2つの方向から意見を出す形になっています。

やってくれていません。

○鈴木会長

それでは、協議事項 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について、原案のとおり了承します。

続きまして、報告事項ウ 第23期海区漁業調整委員会委員の改選について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

引続き、第23期海区漁業調整委員会委員の選任について御説明いたします。資料6を御覧下さい。

6月12日（火）開催の海区委員会にて、概ね御説明させていただいておりますが、本日、知事報告をした後、明後日9月27日（金）から公募を開始いたしますので、改めて御説明をさせていただきます。

選任方法は第22期より、全ての委員を推薦又は応募による公募制としております。公募により選出された候補者を2月議会に諮り、同意を得た後に知事が任命します。委員の構成ですが、現在の構成で委員会の機能は発揮されており、公平公正な審議がなされてきたことから同様の委員構成とします。漁業者委員9名、学識経験者4名、中立委員2名の計15名の構成です。

選任方針ですが、(1)～(2)は、平成27年8月に経営管理部長から出された審議会等の委員の選任基準に改正について、によるものです。

この選任基準では、(1)女性比率40%以上、(2)審議会等の兼務3件以内、(3)継続選任10年以内とすることとされており、これらを踏まえたものとしております。また、(4)の弁護士を選任についてですが、海区漁業調整委員会の皆様から弁護士の委員を求める声があること、また法律や規則改正等への適切な対応、諮問への答申等について法律的な観点からの確認、アドバイスなどの理由により選任いたします。

選任にあたっては、漁業の種類、操業区域及び事業場等の地区に著しい偏りが生じないように、また年齢、性別が著しく偏らないよう配慮いたします。

推薦、応募についてですが、推薦につきましては、一般推薦、団体推薦があります。一般推薦は、漁業者委員を推薦する場合には3名以上の推薦人が必要なことが募集要項に記

載されています。学識、中立委員については推薦人1名となります。団体推薦につきましては数の規定はありません。また、漁業法第139条に漁業者が組織する団体に推薦を求めなければならないとあることから、県漁連様に推薦を依頼しております。応募につきましては、制限がありませんので自由に手が挙げられます。推薦、応募状況について、公募の中間時点及び終了後にその状況を公表することになっておりますので御承知おき下さい

27日午後に募集要項をHPにて公開いたしますので、御確認いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○安間委員

海区委員の定数が4期前から削減されましたが、私が所属している遠州漁協では、ここ何期か選ばれておらず、現場からは不満が出ています。組合が合併したことも考慮されていると思いますが、ここ数年で外れている漁協を把握していたら教えてください。当漁協についても、来期に向けて浜名と調整になるわけですが、浜名漁協からどうしても2名出したいということで、また遠州漁協からは出れません。ある程度少数意見の地区も、たまには吸い上げていただかないといけないので、県漁連へどのように人選しているか聞いたら、県に言われたとおりやっています、という返事でした、県がどのような指導をしているか教えてください。

○津久井主幹

どこが外れているかは即答できないため、整理して御伝えたいと思います。県漁連への依頼につきましては、改選の時期に毎回お願いをしております。漁業法には非常に細かい規定がありますので、内容を御説明させていただき、公平公正、全体のバランスをとった選出をお願いしたいと常々お伝えしております。9人の枠のうち、1つが漁業士会枠、残り8つを漁連様にお願いしておりますが、7つの地区担当がい

○鈴木会長

伊豆漁協の場合、伊豆漁協稲取から伊豆半島をぐるっと回って伊豆半島付け根の土肥まで、元8つの漁協の中から1人出しています。それは、各支所の運営委員長が集まった運営委員会の中で、誰にしようか話をして決定しています。多分、漁業者委員9人の中の配分の話は、漁連、各運営委員が握っている。だから、自分の地区から出してはいけないとか、それは決まっていないと思います。

この件に関して、他に何かございますか。

○田口委員

この話とも関係あるんですが、自分が出たいですと手を挙げて、3人の推薦もいただいて漁業者の誰かが出てきたときに、もし定数枠を超えてた場合は評価委員会で決めているというお話でした。農業委員の例ですと、新潟県では予備選挙を行うらしいです。県と漁業者の代表の数人で決めるのではなく、組合員資格を持つ全ての方で選挙するとか、そういったあり方も大事ではないかと思っております。

○鈴木会長

前回から知事の任命という形になりましたけど、以前は公職選挙法に則っていたと思います。ただ選挙になると大変だから、漁連の方で定数に収まるように事前に調整していたのではないかと思います。

○西原委員

浜名と遠州で2地区あるのに、ずっと浜名が2枠を握ってきたという意見だと思いますが、それは両漁協の間でどう判断するかの話で、今まではやってきたと思います。海区で取り上げる問題なのかと思います。

○内山委員

浜名としては、浜名湖の中で400人近い組合員がいます。遠州灘のことは分かる人がいますが、遠州の方が浜名湖のことを分かるかと言うと、距離的にも離れていますから、こっちでやらせてくれないかという話で、今期は私が出ています。

○安間委員

浜名の方が規模が大きいし、色々を問題があるから、浜名が優先で良いというのは我々も承知しておりますが、3、4回に1回は出したいということもあります。私も西部の運営

委員で、前回このメンバーを選ぶときも浜名さんと話をさせていただいて、次回は遠州に譲るよと、議事録まで残しましたが今回それは御破算になりました。来季に向けては遠州に譲るという念書を交わしているところです。

全体でバランスの取れた人選にしていきたいという要望でございます。

○鈴木会長

これは各漁協間の話合いで済むことですので、これ以上ここで議論することではないと思います。それでは、この件については以上とします。

続きまして、諮問事項ア 静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

水産資源課の松山です。本日は、静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について、諮問させていただきます。

それでは、資料1の1ページ目を御覧下さい。経緯の部分から説明いたします。漁業調整規則は、御承知のとおり、本県における水産資源の保護培養や漁業調整に係る規定を定めた規則です。1つ目のポツですが、この規則については、令和2年の改正漁業法の施行に合わせまして、当時、海面の規則と内水面の規則の2本に分かれていた規則を1つにまとめまして、新たな漁業調整規則として令和2年11月に制定いたしました。規則制定にあたっては、令和2年9月の海区委員会におきまして、御審議をいただいております。

次に2つ目のポツですが、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布されました。6ページから官報を付けてあります。主な改正理由としては、青森県大間でのマグロの不正流通を受け、管理強化するための改正となっております。

1ページ目にお戻りいただき、漁業法改正の内、規則改正に関係する部分は、漁業法52条の衛星船位測定送信機等に関する部分と、罰則について規定されている部分のうち、第189条から196条の両罰規定の対象になる部分で、これらの

施行は、公布の日から起算して20日を経過した日となっており、令和6年7月16日に施行されました。

次に3つ目のポツですが、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されました。13ページから官報を付けてあります。主な改正理由は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るためとなっております。

1ページ目にお戻りいただき、施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっており、政令により施行期日は令和7年6月1日となっております。刑法改正のうち、規則改正に係る部分は懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設する部分です。

4つ目のポツですが、これらの改正を受けまして、改正後の漁業法及び刑法の新たな規定を反映した整備を行う必要が生じたことから、静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、次に示した1から3の改正を行います。

1から3について、それぞれの改正理由と改正内容について次に説明いたします。

「1 衛星船位測定送信機等の機能を損なう行為の禁止について新たに規定」ですが、これは規則の第50条関係になります。改正理由としては、規則第50条第1項に「衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じることができる」となっているのですが、今回「命じられた者」は「通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」ことが新たに漁業法に規定されました。規則においても規制の内容等について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載する必要が生じたため追加いたします。

改正内容ですが、規則第50条に第2項として「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」を加えます。

次に「2 拘禁刑の創設による修正」ですが、これは規則の第57条の関係になります。改正理由としては、先程も御説明しましたが、刑法の改正で懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑が創設されたことから、規則においても刑罰の表記の変

更を行う必要が生じたため文言を修正するものです。

改正内容ですが、規則第 57 条第 1 項に規定している「6 月以下の懲役」を「6 月以下の拘禁刑」に改めます。

次に「3 両罰規定の対象となる規定について文言の適正化」ですが、これは規則の第 57 条及び第 58 条の関係になります。改正理由は 2 ページ目になります。規則第 59 条に両罰規定について定めていますが、その対象となる第 57 条第 1 項及び第 58 条について、自然人を対象とすることを明確化するために文言を修正するものです。

改正内容ですが、4 ページの公布文案を御覧下さい。左側が改正前、右側が改正後になります。まず、規則第 57 条第 1 項中「いずれかに該当する者は」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中の「違反した者」を「違反したとき」に改めます。また、第 58 条中「規定に違反した者は」を「規定に違反したときは、当該違反行為をした者は」に改めます。

以上のように、今回の修正は形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではないことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障もないものと判断しています。

2 ページ目に戻っていただき、施行日及び経過措置についてですが、この規則については公布と同時に施行したいと思えます。ただし、第 57 条第 1 項の改正規定のうち懲役を拘禁刑に改める部分については、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和 7 年 6 月 1 日であることから、規則の施行日も同日の令和 7 年 6 月 1 日といたします。また、懲役を拘禁刑に改める部分について、この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしたいと思えます。これらについては、5 ページの附則にそれぞれ規定しております。改正の理由と内容などについては、以上となります。

2 ページのⅡ 諮問事項ですが、ただいま説明させていただいた規則の改正につきまして、漁業法第 119 条第 8 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項に基づきまして、委員会の御意見をいただきたく、御審議をお願いいたします。なお、3 ページに諮問文書を添付しております。また、関係法令等につ

きましては23ページ以降を御参照ください。

最後に、今後の予定を2ページのⅢに記載してあります。8月26日に内水面漁場管理委員会に諮問し答申を得ております。本日答申をいただきましたら、この後、検察庁との協議を行い、水産庁の認可、県庁内の決裁を経まして、規則改正の公示を12月下旬頃に行い施行の予定となっています。公報文案の軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

以上となります。御審議の程、よろしくお願い致します。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、漁業法及び刑法の一部改正に伴い静岡県漁業調整規則の一部を改正することについて、御審議いただきたいと思っております。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

少しお聞きしたいんですが、VMSのことですね。確かな知識ではないかもしれませんが、大臣許可漁業では義務付けられていたと思いますが、知事許可で付いている船はありますか？

○松山班長

今現在、命じているものはないです。ただ、規則上は命じることができるようになっています。

○日吉委員

今は付いていないけど、知事許可でも、付けろと言えるということですね。

今後、何かの漁業で付けることを想定しているのでしょうか。

○松山班長

国からの規則案が定められておまして、漁業法が変わって、義務付けられるようになったので、各県もできるように調整規則に書くようにと、なっております。

○日吉委員

余談ですが、大臣許可の方は義務付けられていたのに切っ

ていたんですよね。それで、この法律ができたと思います。

○眞鍋委員

切ってしまう、というのは何を切るのですか。

○松山班長

VMS というのが、自分の船がどこにいるのか分かるようにする装置で、どこにいるか分からなくしてしまう、ということです。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

刑法上の改正、特に禁錮は人道上の理由で改正になったことは知っているのですが、先ほどの VMS の話で、県知事許可の場合も、できるようにする、ということだと思いますが、現実には、従前の処罰規定の中で該当したことはありますか。

○松山班長

VMS は県知事許可で命じた例はないですので、処罰された例もないです。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項ア 静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業 貝けた網漁業について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業 貝けた網漁業について御説明します。

資料の右上の図を御覧ください。貝けた網漁業は、図に示した貝けた網漁具を船で30分から1時間程度、水深5m程度の海域を網で曳いて行われています。1日の曳網回数は5

回程度となっています。漁具が海底に接触した状態で曳網されることから、小型機船底びき網漁業となっています。

貝けた網漁業の許可の取扱いについては、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針のうち、基本方針の中で漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し短期許可扱いとすると規定しています。

許可の要望についてですが、令和6年9月10日に南駿河湾漁協から要望書が提出されております。要望書について5ページを御覧ください。要望内容としては、操業区域が吉田町地先である共第18号共同漁業権漁場内で、ハマグリを漁獲対象として、令和6年12月7日から令和7年3月20日までの操業を昨年と同じ2隻で行いたいというものです。

1ページにお戻りください。許可の要望についての2ポツ目になりますが、要望書は昨年と同様の内容で許可を受けたいとのことであり、資源状態に大きな変化がなければ許可を行うことができる範囲のものと考えます。

対象魚種であるハマグリ漁獲状況についてですが、グラフを御覧ください。棒グラフは漁獲量を、折れ線グラフは1日、1隻当りの漁獲量を示しています。ここでは、1日、1隻当りの漁獲量を単位努力量あたりの漁獲量、CPUEとしています。横軸には年を、縦軸については左が漁獲量、右がCPUEとなっています。平成19年以降については、漁獲量が概ね2トンを超え、CPUEは15kgを超えています。また、令和元年以降は、概ね漁獲量は4トン、1日1隻当たりの漁獲量は40kg/日・隻以上の比較的高い値で推移しています。令和5年の漁獲量も4,028kg、CPUEは57.5kg/日・隻と高い状況にあり、昭和の終わりから平成10年代までに比べて、資源状態は良いものと考えられます。

次に2ページを御覧ください。令和3年以降の殻径組成の図を示しています。これを見ても、各年ともサイズのピークは同じであり、大きな変化はありませんでした。

以上のことから南駿河湾漁協からの要望であるハマグリを漁獲対象とした貝けた網漁業の許可については、漁獲量、CPUEが高位であり、殻長にも大きな変化がないこと、長期的な過去のデータと比べると資源状態は比較的良好なものと考え

えられることから、昨年と同様の許可を行いたいと考えています。さらに、平成29年の許可から、ながらみ資源に影響を与えないよう、許可の条件にながらみの採捕禁止を付しております。

続いて、2の諮問事項についてですが、貝けた網漁業の許可につきまして、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置では1から6の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和6年11月1日から11月20日までとしたいと考えています。案につきましては、告示案を示した4ページのとおりとなります。また、静岡県漁業調整規則第15条第2項で、漁業の許可について短い有効期間を設けるときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。先ほど説明しましたようにハマグリ資源の状態は比較的良いものと考えられることから、操業の期間については要望のとおり、令和6年12月7日から令和7年3月20日までと昨年と同様の期間とし、有効期間につきましては許可日から令和7年3月20日までとしたいと考えています。

3ページを御覧ください。許可に係る制限措置、申請すべき期間、有効期間を定めることについて、知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。参考までに、6ページに許可証案を、7ページに操業実績の表を、8ページ以降に関係法令等を付けております。

御説明については以上です。なお、公示文に軽微な修正があった場合は事務局に一任いただきたいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業の許可について、昨年と同様の内容で許可してよろしいか、御審議いただきたいと思います。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いし

ます。

○西原委員

南駿河湾漁協吉田支所の要望ですが、資源的には管理できていると思います。ただ、今年の漁獲量が少なかった理由は分からないです。水温が低い時期に採りますが、今年の夏場の高水温がどう影響したか分かりません。4ページに隻数は定めなしとなっていますが、ここ最近の状況を見て、新たに始めたいという意見が出ています。現在は2か統ですが、その人たちの意見を聞くと断られてしまう状況です。中々、強制的にやらせてやってくれとも言えません。特殊な船ですので、マッチした船がないとできないです。御前崎でナガラミを採っていた船を買ってまでやりたいと言っているんですが、中々同意が得られていません。現状やっている2か統も高齢で、許可がなくなるのも困るものですから、組合として調整していきたいと思います。以上です。

○永倉主任

事務局から補足で、今年の漁獲量が少なかった理由として、天候が悪くて出漁できない期間があったと聞いております。全体の漁獲量は、出漁日数が少ないので下がりましたが、CPUEは昨年と同様で、比較的高い値を保っています。船が3トンほどで小さいので、風の影響を受けやすいと思います。

○西原委員

牧之原市長から要望ですが、子供連れとかの海水浴客にハマグリを採らせてやりたいという話がありました。組合の職員と話したところ、それを許すときりがなくなるので、止めてくださいと言われたものですから、牧之原市長にも伝えました。それでも特別採捕とか、イベントで何とかやれないか言われています。一度許すと大変になりそうなので、何か知恵があればお願いします。

○日吉委員

うちでは、サザエを撒いて、やっていますけどね。

○金指委員

これは1年毎の許可だと思いますが、これだけ天候が変わっている中で、毎年この時期で構わないのでしょうか。

○西原委員

ハマグリ自体の消費が冬の鍋などで、またサイズも大きく

ないものですから、冬場の採捕になっています。刺身で使うような大きなハマグリもありますが、うちはチョウセンハマグリで小さいので、昔からこの時期でやっています。水温が低い方が生存率も良いですから。

- 金指委員
前に内浦のバショウイカの件で、会長が1年毎の許可なので一番獲れる時期に変えても構わないと言ってくださって、資源も大事ですけど、一番採れて儲かる時期が相応しいのではないかと。皆が明るく漁業をやれる時期が変わってきていると思います。以上です。
- 鈴木会長
次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 田口委員
この資源は稚貝放流とかをしないで、全て自然発生なのでしょうか。また、何年ものくらいが漁獲対象でしょうか。
- 西原委員
マンガの大きさが決まっているので、それより小さいのは採れないようになってます。2年か3年ものだと思います。
- 田口委員
ハマグリのイメージとして、春から夏に食べるものだと思っていたのですが、冬場に鍋にするのが、そちらの食べ方なのでしょうか。
- 西原委員
大きさが小さいですから、昔から冬に採るのが当たり前になっています。
- 安間委員
西原委員から補足があつて大体分かりましたが、隻数が昔と比べて減って残念だなという思いもありますが、これは了承したいと思いますが、参考にお聞きしたいです。浜名でもハマグリが採れると聞きましたが、現状どうなのでしょうか。
- 内山委員
浜名湖ですが、結局商売にはなっていないです。一応、週2回は採る日を決めていますが、暑くて漁業者が採りにいかない状況です。また、需要も少ないので、値が下がってしまっ

告となります。

まず、1の経過をご覧ください。1ポツ目から3ポツ目については前回、7月23日の海区の資料と同様です。一番最後のポツには、取扱要領や定数としての許可すべき隻数等を策定、公表するまでのスケジュールをお示ししています。

2の報告事項をご覧ください。(1)についてですが、7月23日に行われた静岡海区漁業調整委員会で協議、諮問し、答申をいただいた以下の件について、7月30日に東京都で行われた一都三県連合海区で報告、協議し、原案のとおり了承されました。東京都及び千葉県における各海面の許可等の取扱いについても同様でした。

(2)の出席報告ですが、本県からは鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員の3名に御出席いただきました。大変暑い中、御出席いただきありがとうございます。以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に意見もないようですので、このことについて以上とします。続きまして、報告事項イ くろまぐろ小型魚に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

くろまぐろ小型魚に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、山崎から御報告します。

資料の報告の経緯を御覧ください。2ポツ目にくろまぐろ小型魚の管理方法が記載してございます。小型魚は県方針において、1年を4か月ごと、3期に分けて漁獲を管理しています。この度、4月から7月までの期間が終了したことから、漁船漁業等及び定置漁業の当該期間の残枠全てを翌期間の8月から11月までの期間に繰越しました。

この処理は、3ポツ目にありますように、方針の該当部分に記載の方法に基づく処理となり、既に8月16日に変更を告示してございます。また、実際の変更状況は3ページにお

示したとおりとなっております。小型魚と大型魚がありますが、今回の繰越処理は小型魚のみとなります。報告は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に意見もないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、その他の事項ア 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木主任

要望につきましては、7月23日開催の海区委員会にて概要、要点について、御報告させていただきました。国からの回答が出揃い、会長海区からの資料の送付がありましたので、本日資料を配布いたしました。また、お時間があるときに、御覧いただければと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、委員の皆様から御質問等ありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて以上とします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は12月4日（水）、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 特定水産資源、さんま、まあじ、まいわしに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について等を予定しております。よろしくお願います。

○金指委員

1点よろしいでしょうか。先ほどのVMSの件で、何かしら

あれば知事許可でも設置を義務づけることはできるとのことでしたが、一番疑わしきはまき網かと思います。どういうことが起きた場合、そういう話になるのか分かれれば教えてください。

○西原委員 最初、カツオ船には付いていましたが、まき網には付いていなかったと思います。漁場が競合するので、まき網にも付けて欲しいという話でしたが、付けるのには、かなり猶予がありましたよね。

○日吉委員 私が言うのもなんですが、知事許可漁業は隣の県とか広域で操業しませんよね。だから、あまり関係ないと思います。

○伊藤事務局長 どこで何をやっているか分からないから付けるという話だと思います。

○金指委員 例えば、船主会とか集まるときがあるので、こういうことがあれば VMS を付けるという話になり得るという報告をするのも、違反操業しないためにも良いのかなと思いました。

○鈴木会長 次回海区については、12月4日（水）ということですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長 鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期27回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

(終了 15:40)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年9月25日

議長

鈴木 精



議事録署名人

高田 充朗



議事録署名人

李 銀姬



